

行政文書開示請求書

愛知県知事  
神田 貞秋 殿

2009年7月2日

氏 名  
〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
住所（居所）又は  
事務所（事業所）の所在地  
電話番号

織田 重己

愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。

<p>行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</p>	<p>県企業庁が計画している「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」において、造成後はトヨタ自動車を購入するものと報道されています。県とトヨタ自動車の間で何らかの契約が結ばれているはずですが、この文書の開示を請求します。</p>	
<p>開示の実施の方法 〔希望する方法を○〕 で囲んでください。</p>	<p>1 閲覧・視聴 ② 写しの交付 (写しの郵便等による送付 <input checked="" type="radio"/> 希望する・希望しない)</p>	
<p>※ 備 考</p>	<p>行政文書の名称</p>	
	<p>担 当 課 等</p>	

- 注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。
- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。
- 3 ※の欄は、記入する必要がありません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。